

消費生活センターだより

第 27 号
平成 29 年 1 月

旭市消費生活センター 旭市二の5127 (旭市青年の家1階) 電話 0479-63-7272



新年あけましておめでとうございます。



今年度の消費生活センターの主な事業

- 「出張消費生活センター」 海上公民館 2月 4日(土) 午前9時から
- くらしのセミナー
「おいしく食べて健康に」 青年の家 2月 9日(木) 午後1時30分から
- 「出張消費生活センター」 青年の家 3月11日(土) 午前9時から

～旭市産業まつりで消費者啓発を実施しました～

昨年11月13日(日)に海上運動コミュニティ公園で開催した「旭市産業まつり」において、消費生活サポーターによる啓発活動を実施しました。チラシ等の啓発資料の配布や、消費生活トラブルに関するアンケートを実施しました。また、ブース内において「しっかりさんゲーム」を実施し、子どもたちも楽しみながら消費生活について学びました。当日は天候にも恵まれ多くの人で賑わい、サポーターの方々と来場者の絶好のふれあいの場となり、効果的な消費生活トラブルの啓発ができました。



多くの来場者で賑わうブース



しっかりさんゲームも盛り上がりました！

消費生活相談・多重債務相談 《相談無料・秘密厳守》

旭市消費生活センター 旭市二の5127 (旭市青年の家1階)

月曜日～金曜日(平日) 午前9時～午後4時 直通電話 0479-62-8019

こんな相談がありました **NO. 27** ～若者への企業家育成セミナーの勧誘トラブル～

Q

高校時代の先輩から「久しぶりだから食事でもしないか」とメールが突然届いたため、先輩の仕事先である東京に出向いた。先輩から「家族を守るには、高収入が最も必要な条件だと思い大学で経営学を学んでいたが、今は大学を中退して社長になるための勉強をしている。金持ちになるには大学を出ても何もならない。一緒に勉強しないか」と3時間以上熱く語られ、話を聞くだけのつもりで、とある事務所に連れて行かれた。そこには、自分と同世代のスーツ姿の男性がいて、言葉巧みに起業セミナーの必要性を説かれた。その場の雰囲気にも流されてしまい、気が付くと起業家育成セミナー約130万円の契約をしていた。学生なので収入はないため、支払いについてはサウ金4社から指示されるまま借り入れて既に支払った。その後、内容にも一部不信感があり親に打ち明けたところ、強く反対され学生の身では支払えないので解約したい。



A

こういった起業セミナーなどの勧誘は、新成人などの若者をターゲットにし、特に最近では「SNS」※による手法が増えています。

また、お金がないと断ることを封じるため、その場でサウ金を利用させるといった手口の被害事例も増加しています。実際に受講者した方の声には「受講料が高額だ」「家族や友人・知人の連絡先をリストアップさせられた」「不信だったので、解約を申し出たがクーリングオフはできないと言われた。」など様々で、契約書面の下の方にはとても小さい字で「この契約は起業を保証するものではない。」と記載してありました。

本来は法定書面を受取後8日以内であればクーリングオフができるのですが、悪質な事業者の場合は消費生活センターが交渉しようとしてもなかなか応じてもらえず、中にはそのまま連絡が取れなくなってしまう、実際には解約・返金を受けられないといったケースもあるので、消費者による自己防衛も非常に重要です。

今回の起業セミナーや「確実に儲かる事業や投資がある」など、何年も連絡を取っていなかった知人等から急に誘われたら、用向きを事前によく確認し「何か怪しいな」と感じたら、会うのを断ることも必要かもしれません。

※SNS・・・ソーシャル・ネットワーキング・サービス
人と人とのつながりを促進・支援する、コミュニティ型のWebサイト
例 「LINE」「Facebook」「Twitter」など